

聖路加における医師の働き方改革

—2016年以降の状況—

1. 働き方改革：米国と日本

2. 聖路加国際病院の経験



3. 危惧する事柄

4. 理想と現実、展望

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

1

米国における医師（レジデント）の勤務時間制限 契機は「医師の睡眠不足による医療事故」

▪ Libby Zion (Bennington Collegeの1年生)

1984年3月、抗うつ薬フェネルジン（モノアミン酸化酵素阻害薬）を服用中、ニューヨークの病院に救急入院。レジデントからペチジンを処方・投与され、セロトニン症候群（体温上昇、高血圧、筋強剛、錯乱、昏睡など）を発症して死亡

▪ 1989年ニューヨーク州限定のLibby Zion Law

週80時間（4週平均）に制限

▪ 2003年全米（ACGME）

週80時間（4週平均）に制限

連続勤務時間の制限：16時間（1年次レジデント）

24時間（2年次レジデント）

米国では、公正労働基準法（FLSA）で、週40時間を超えた場合の割増賃金1.5倍の規定はあるが、労働時間の上限や休日、有休不可の規定はない。

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

2

わが国での医師の勤務時間制限 他の職業と同様、契機は労働者(医師)の自殺

- 時間外労働(>100時間/月)による労働者の自殺、脳卒中、心臓病、うつ病
- 他の先進諸国に比して低い労働生産性
- ワークライフバランス
- 出生率低下
- •
•
•
• 医療事故の増加、医療の質の低下

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

3

医師の働き方改革:わが国の経緯

- 医師の卒後臨床研修必修化決定までの論議(1998年~2000年頃)
 - 研修医の労働者性:自己研鑽と労働、一度話題に
 - 労働基準法第九条:労働者とは「職業の種類を問わず、事業または事業所に使用される者で、賃金を支払われる者」
- 「関西医科大学研修医賃金請求事件」(2005年6月3日判決)
 - 研修医は労働基準法第九条所定の労働者にあたる
- 「奈良県立病院事件」大阪高裁判決(2010年11月)
 - 宿直勤務も労働時間として扱い、割増賃金等も支払うこと
- 働き方改革実現会議(2017年3月)
 - 時間外労働の上限:36協定、月45時間以下・年360時間
特例で720時間、医師は適用除外
 - 医師については2年間検討し、5年後に施行
- 医師の働き方改革に関する検討会(2019年3月)
 - 960時間、特例(地域医療確保、研修)で1,860時間

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

4

聖路加における医師の働き方改革

—2016年以降の状況—

1. 働き方改革：米国と日本
2. 聖路加国際病院の経験



3. 危惧する事柄
4. 理想と現実、展望

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

5

聖路加国際病院の概要(1)



2019年4月1日現在

住所	東京都中央区明石町9-1			
敷地面積	39,257m ²			
階数	地下2階、地上11階			
許可病床数	520床 (集中治療室、小児病棟を除き全室個室)			
手術室	15室			
常勤従業員 (学校法人聖路加国際大学:看護学部・看護学研究所、公衆衛生大学院を含む)	医師	436人	薬剤師	52人
	看護師	967人	看護助手	69人
	事務	303人	コメディカル	313人
	教員	90人		

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

6

聖路加国際病院の 概要(2)



2018年4月～2019年3月

1日平均入院患者数	490人
1日平均外来患者数	2,589人
平均在院日数	8.3日
病床利用率(動態)	90.1%
手術件数	9,524件
分娩件数	1,573件
救急外来患者数	44,686人
救急車受入れ台数	10,502台

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

7

労働基準監督署の指摘 2016年6月

- 36協定の遵守について
- 当直体制について
※当直ではなく夜間勤務であると指摘
- 法定休日取得について
- 打刻と時間外勤務の申請時間との乖離

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

8

労働基準監督署の見解(1)

1. 教育(研修)と労働の不可分一体性

- 医師も労働者であり、裁量労働制が認められない以上、時間管理すべきである。
- 在院時間は原則として労働であるとの推定が働くのであり、労働でない(教育や研修である)というのであれば、その証明は病院側でしなければならない。

2. 夜間勤務の捉え方

- 当院の医師が行っているのは「当直」ではなく、通常の夜間勤務であり、時間外勤務として手当の支払いが必要である。
- 法定深夜割増手当(22時-翌5時)も支払う必要がある。

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

9

労働基準監督署の見解(2)

3. 宿日直許可

- 「病室の定時巡回、少数の要注意患者の定時検脈など、軽度又は短時間の業務のみが行われている場合」は「本来業務は処理せず、常態としてほとんど労働する必要がない勤務」と考えられ、労働基準法41条3号の「断続的な宿日直」にあたる。
- 当院も「断続的な宿直又は日直勤務許可申請書」を昭和41年9月19日提出、中央労総基準監督署が受理

4. 「奈良県立病院事件」大阪高裁判決(2010年11月16日)

- 「病室の定時巡回、少数の要注意患者の定時検脈など、軽度又は短時間の業務のみが行われている場合」に相当せず。
- したがって、実作業時間以外の宿直勤務も労働時間として扱い、割増賃金等も支払うこと。

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

10

当院の対応

1. 説明会開催
2. 労使協定の再締結
3. 休日・夜間の救急外来・病棟の診療体制の変更
4. 勤怠管理表の改訂と1週間毎の提出徹底
5. 1か月単位の変形労働時間制の導入
6. 土曜診療の縮小
7. 患者さんへの説明
8. その他

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

11

1. 説明会開催：毎月 of 定期的会議以外

- ・ 診療科責任者を対象に状況説明と対応の説明会を開催
- ・ 全医師を対象に状況説明と対応の説明会を開催

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

12

2. 労使協定の再締結

違法状態を解消するために、下記の対策を講ずる。

①実態を考慮して36協定を再締結する。

【36協定の改定案】

月間:30時間⇒45時間

年間:360時間

ただし、特別条項として

月間:80時間⇒180時間

年間:750時間⇒1470時間

②実態としての過重労働を是正する。

・診療部全体で勤務分担を見直し、夜勤体制を変更。

⇒協定の再締結と、実態の是正によって違法状態を解消する。

再締結後に目指す方向

▶勤務実態のさらなる是正を行うとともに、改善された実態に合わせて 36協定の時間外勤務時間上限の引き下げを行う。

▶安全管理責任上の観点から、月間の時間外勤務上限100時間以内を目指す。

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

13

3. 休日・夜間の救急外来・病棟の診療体制の変更

	変更前	変更後
救急外来	17:00 - 翌日8:00 救急医師2名＋ 5年目までの医師2名	17:00 - 翌日8:00 救急医師2名
		17:00 - 23:00 救急医師以外の10年目までの医師2名
内科病棟	17:00 - 翌日8:00 4名	17:00 - 翌日8:00 3名
	45歳程度まで	制限なし ※役職や年齢により、日直帯を担当
外科病棟	17:00 - 翌日8:00 2名	17:00 - 翌日8:00 1名
	35歳程度まで	50歳まで
ICU	4年目までの医師	6年目までの医師

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

14

4. 医師勤怠管理表の改訂と1週間毎の提出徹底 全医師(常勤)を対象に毎週提出を義務化し時間外業務を管理

時間外対象業務の基準		時間外業務にあたるもの		時間外業務にあたらないもの						
【時間外業務にあたるもの】 診療業務および診療業務に必要な情報収集など 業務命令に基づき学会発表・講演等の準備・研究活動・論文執筆		【時間外業務にあたらないもの】 食事、睡眠、自己学習、任意参加の勉強会、 業務命令に基づかない学会発表・講演等の準備・研究活動・論文執筆								
(8月 第1週分) 医師勤怠管理表 所属 職員番号 職員氏名 所属長名										
※時間外業務時間とは、所定時間以外の業務時間となります。実形労働時間を設定している場合はご注意ください。										
日	曜日	時間外業務 開始時間	時間外業務 終了時間	合計時間	夜間/休日担当	業務内容	不在理由			所属長承認
7/31	月				<input type="checkbox"/> 夜間担当 <input type="checkbox"/> 休日担当 <input type="checkbox"/> 時間外無	業務内容 <input type="checkbox"/> 病室の回診の手術延長のカルテ入力(オーダー/文書作成含む) <input type="checkbox"/> 公的会議/カンファレンス(準備含む)※緊急呼び出しの他(理由記載)	<input type="checkbox"/> 全休 <input type="checkbox"/> 半休 ※振休の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 時間	印
8/1	火				<input type="checkbox"/> 夜間担当 <input type="checkbox"/> 休日担当 <input type="checkbox"/> 時間外無	業務内容 <input type="checkbox"/> 病室の回診の手術延長のカルテ入力(オーダー/文書作成含む) <input type="checkbox"/> 公的会議/カンファレンス(準備含む)※緊急呼び出しの他(理由記載)	<input type="checkbox"/> 全休 <input type="checkbox"/> 半休 ※振休の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 時間	印
8/2	水				<input type="checkbox"/> 夜間担当 <input type="checkbox"/> 休日担当 <input type="checkbox"/> 時間外無	業務内容 <input type="checkbox"/> 病室の回診の手術延長のカルテ入力(オーダー/文書作成含む) <input type="checkbox"/> 公的会議/カンファレンス(準備含む)※緊急呼び出しの他(理由記載)	<input type="checkbox"/> 全休 <input type="checkbox"/> 半休 ※振休の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 時間	印
8/3	木				<input type="checkbox"/> 夜間担当 <input type="checkbox"/> 休日担当 <input type="checkbox"/> 時間外無	業務内容 <input type="checkbox"/> 病室の回診の手術延長のカルテ入力(オーダー/文書作成含む) <input type="checkbox"/> 公的会議/カンファレンス(準備含む)※緊急呼び出しの他(理由記載)	<input type="checkbox"/> 全休 <input type="checkbox"/> 半休 ※振休の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 時間	印
8/4	金				<input type="checkbox"/> 夜間担当 <input type="checkbox"/> 休日担当 <input type="checkbox"/> 時間外無	業務内容 <input type="checkbox"/> 病室の回診の手術延長のカルテ入力(オーダー/文書作成含む) <input type="checkbox"/> 公的会議/カンファレンス(準備含む)※緊急呼び出しの他(理由記載)	<input type="checkbox"/> 全休 <input type="checkbox"/> 半休 ※振休の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 時間	印
8/5	土				<input type="checkbox"/> 夜間担当 <input type="checkbox"/> 休日担当 <input type="checkbox"/> 時間外無	業務内容 <input type="checkbox"/> 病室の回診の手術延長のカルテ入力(オーダー/文書作成含む) <input type="checkbox"/> 公的会議/カンファレンス(準備含む)※緊急呼び出しの他(理由記載)	<input type="checkbox"/> 全休 <input type="checkbox"/> 半休 ※振休の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 時間	印
8/6	日				<input type="checkbox"/> 夜間担当 <input type="checkbox"/> 休日担当 <input type="checkbox"/> 時間外無	業務内容 <input type="checkbox"/> 病室の回診の手術延長のカルテ入力(オーダー/文書作成含む) <input type="checkbox"/> 公的会議/カンファレンス(準備含む)※緊急呼び出しの他(理由記載)	<input type="checkbox"/> 全休 <input type="checkbox"/> 半休 ※振休の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 時間	印
合計時間⇒					36協定(月間45時間、年間6回まで適用可能な特別条項として月間180時間)を超える時間外勤務は違法となります。					
<small>【記入方法】 ①出勤の勤怠について出勤、時間外、夜間/休日担当をご記入ください。(時間外勤務を行う際は、事前に所属長へ申請してください) ②開始-終了/所定時間は必ず正確に記入し、業務内容は業務内容欄に記入してください。</small>						<small>※今週の時間外業務が40時間以上の場合⇒月180時間を超えない対策を所属長と確認しました。 □(チェックしてください) ※週1日または4週に4日の法定休日が取得できていない場合、前後の週の休暇日を所属長と確認しました。 □(チェックしてください)</small>				

時間外業務の定義と時間外手当について

時間外業務に該当するもの		時間外業務に該当しないもの	
a. 診療に関するもの		a. 休憩・休息	
1	病棟回診	1	食事
2	予定手術の延長、緊急手術	2	睡眠
3	チャーターング	3	外出
4	サマリー作成	4	インターネットの閲覧
5	外来の準備	b. 自己研鑽	
6	オーダーチェック	1	自己学習
7	診療上必要不可欠な情報収集	2	症例見学
b. 会議・打ち合わせ		3	参加任意の勉強会・カンファレンス
1	必須出席者である会議・委員会	c. 研究・講演その他	
2	参加必須の勉強会・カンファレンス	1	上長の命令に基づかない学会発表の準備
c. 研究・講演その他		2	上長の命令に基づかない外部講演等の準備
1	上長の命令に基づく学会発表の準備	3	上長の命令に基づかない研究活動・論文執筆
2	上長の命令に基づく外部講演等の準備		
3	上長の命令に基づく研究活動・論文執筆		

時間外業務の定義と時間外手当について

＜参考＞前頁はあくまで原則であり、外形的には「時間外業務に該当」しうる行為であっても、個別具体的判断により時間外業務にあたらなない場合があります。

★判断に迷ったら★

当該行為が任意の行為であるといえるか否かを踏まえて検討してください。

任意性を推定させる要素：

- ・特に依頼・命令を受けず、自主的に行うもの
- ・依頼を断ることができるもの
- ・依頼を断っても業務上特段の支障がないもの
- ・依頼を断っても人事考課上不利益とならないもの
- ・専ら自己の知識・技術等の向上のために行うもの

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD



5. 1か月単位の変形労働時間制の導入



【シフト勤務】(一般用語)

業務を時間で区切って完全交代制で勤務すること。 Eg)看護師

【変形労働時間制】(法律用語)

・ フレックスタイム制

1か月の総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度。コアタイム以外にはいてもいなくても良いと言いつける体制である必要があります。従って、採用は事実上困難と考えられます。例：プログラマー

・ 1か月単位の変形労働時間制

1か月の期間を単位として、その期間内を平均とすると1週間の法定労働時間を超えない範囲に収まっていれば良いという制度。前月までに翌月の勤務予定表を作成しなくてはなりません。

・ 1年単位の変形労働時間制

季節によって業務の繁閑に差がある事業所では、1年の期間を単位として、その期間内を平均すると1週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲におさまっていれば良いという制度。例：観光バスの運転手

【変形労働時間制イメージ】夜間の緊急手術・夜間担当の勤務がある外科系医師の場合
 予定を立てられる業務に合わせ、所定労働時間(黄色セル)を柔軟に割振ることができます。

【ある週の業務内容】

	月	火	水	木	金	土	日
0:00							
1:00							
2:00			緊急手術				
3:00					外科当直		
4:00							
5:00							
6:00		手術準備					
7:00							
8:00							
9:00			予定外来			病棟	
10:00							
11:00							
12:00		予定手術					
13:00							
14:00							
15:00							
16:00							
17:00							
18:00							
19:00							
20:00					外科当直		
21:00							
22:00							
23:00							

【所定労働時間40時間/週を割振る】

	月	火	水	木	金	土	日
0:00							
1:00							
2:00			時間外労働				
3:00							
4:00							
5:00							
6:00		時間外労働					
7:00							
8:00							
9:00							所定4.0時間
10:00							
11:00							
12:00	所定8.0時間	所定8.0時間	所定4時間				
13:00							
14:00							
15:00							
16:00							
17:00							
18:00							
19:00							
20:00	時間外労働						
21:00							
22:00							
23:00							

予定を立てられる業務: ①夜間・休日担当 ②予約がある外来診療 ③予定手術など

変形労働時間制を利用した例


週	1週目							2週目						
	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
7														
8														
9														
10														
11														
12		外来(8.0h)		外来(8.0h)	外来(8.0h)	外来(8.0h)			外来(8.0h)		外来(8.0h)	外来(8.0h)	外来(8.0h)	
13														
14			病棟(12.0h)											
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														

変形労働時間の組み方

- ①火曜日の病棟業務の16時半以降の時間と、日曜日の病棟回診については所定労働時間として扱う。
- ②合計8.0時間分を2週目の火曜日に休日を設定する。

6. 土曜診療の縮小

学校法人
聖路加国際大学
St. Luke's International University



NEWS RELEASE

2017年5月12日
学校法人 聖路加国際大学
聖路加国際病院

土曜日の外来診療の変更について

聖路加国際病院では、2013年度から土曜日の外来診療をほぼ全ての診療科（34科）で行ってまいりましたが、医師の勤務時間の調整等諸般の事情により2017年6月より下記の診療科（14科）に限定して診療を行うことといたしました。ご利用の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解のほどお願い申し上げます。

<ul style="list-style-type: none">・救急部・一般内科・血液内科・腫瘍内科・腎臓内科・心療内科・リウマチ膠原病センター	<ul style="list-style-type: none">・乳腺外科・形成外科・脳神経外科・神経血管内治療科・眼科・小児科・女性総合診療部
---	--

※聖路加メディローカス（大手町）は土曜日の外来を継続します。

7. 患者さんへの説明

患者の皆様へ

当院は、厚生労働省東京労働局中央労働基準監督署の指導により、医師の病院内滞在時間を大幅に短縮することとなりました。

病院として最大限の努力を重ね、診療の質・安全性を確保致しますが、サービス面で、従来とは異なる対応を取らざるをえない場面が多々出てくる可能性があります。

この点につき、ご理解のほどお願い申し上げます。

平成29年2月27日
聖路加国際病院
院長 福井次矢

8. その他

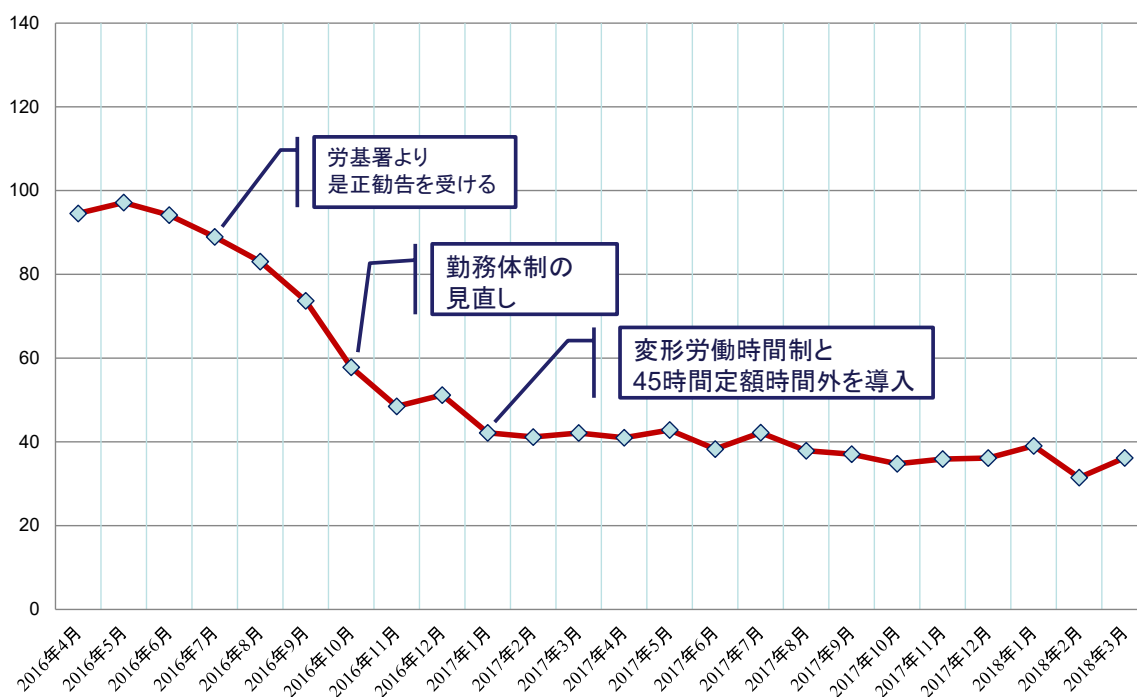
- 人事課、衛生委員会により、長時間労働者の実態を随時把握
- 毎月、実態を報告：病院運営会議、各診療科部長
- 長時間労働者には産業医による面談を徹底

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

23

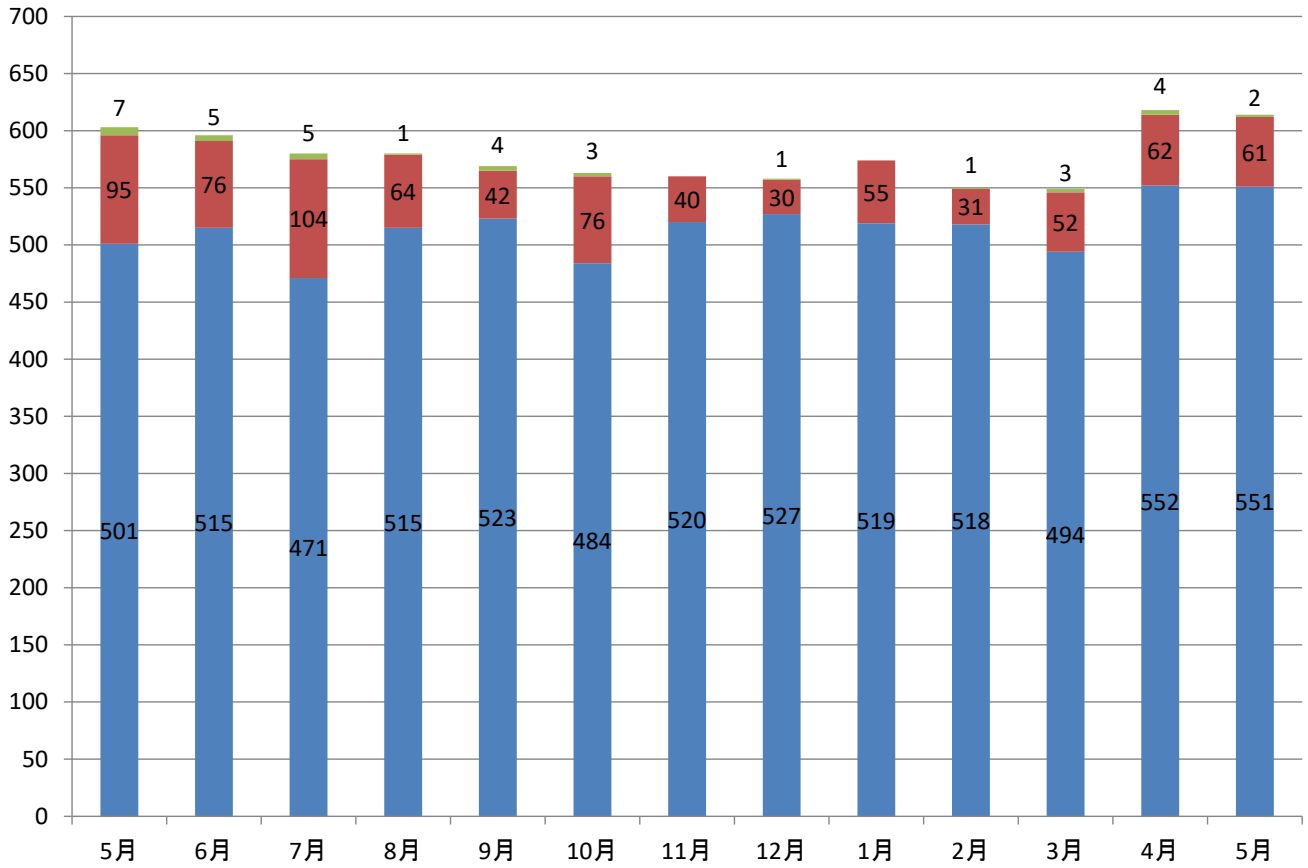
医師の平均時間外労働時間(2016年4月～2018年3月)



2016年												2017年												2018年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
94.6	97.2	94.1	89.0	83.1	73.7	57.8	48.5	51.2	42.2	41.2	42.1	41.0	42.8	38.3	42.2	37.9	37.1	34.8	35.9	36.1	39.0	31.5	36.2			

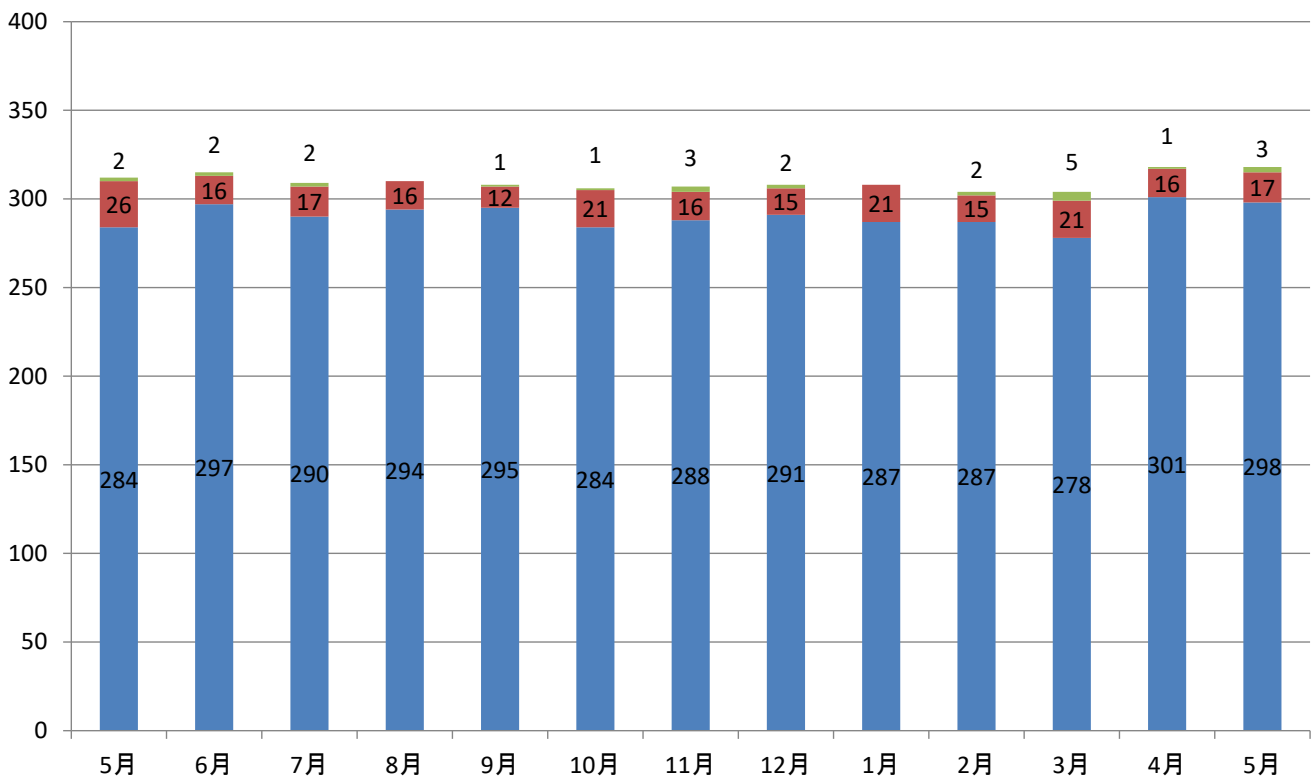
看護師(病棟)

■ ~30時間未満 ■ 30時間以上~45時間以下 ■ 45時間超~80時間未満



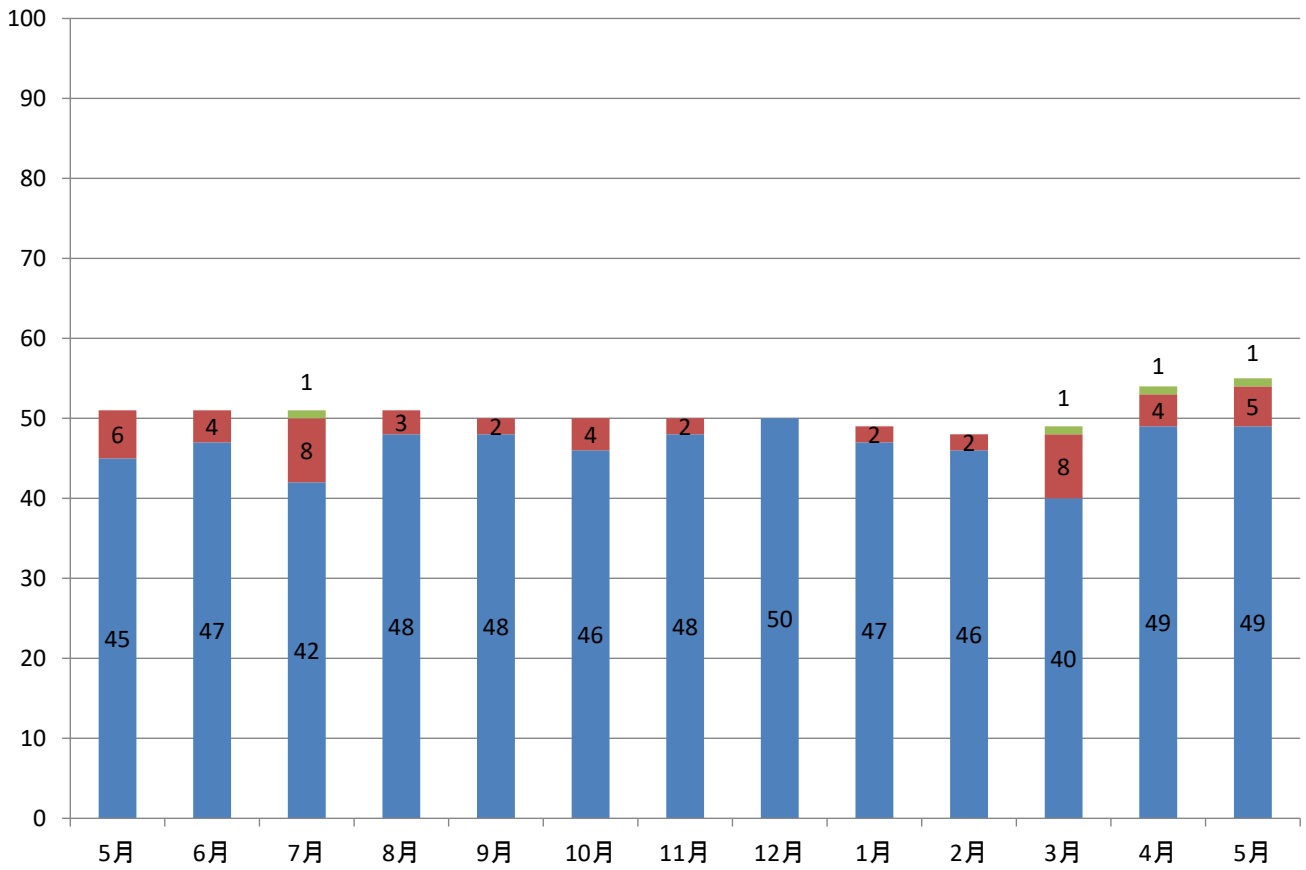
コ・メディカル

■ ~30時間未満 ■ 30時間以上~45時間以下 ■ 45時間超~80時間未満



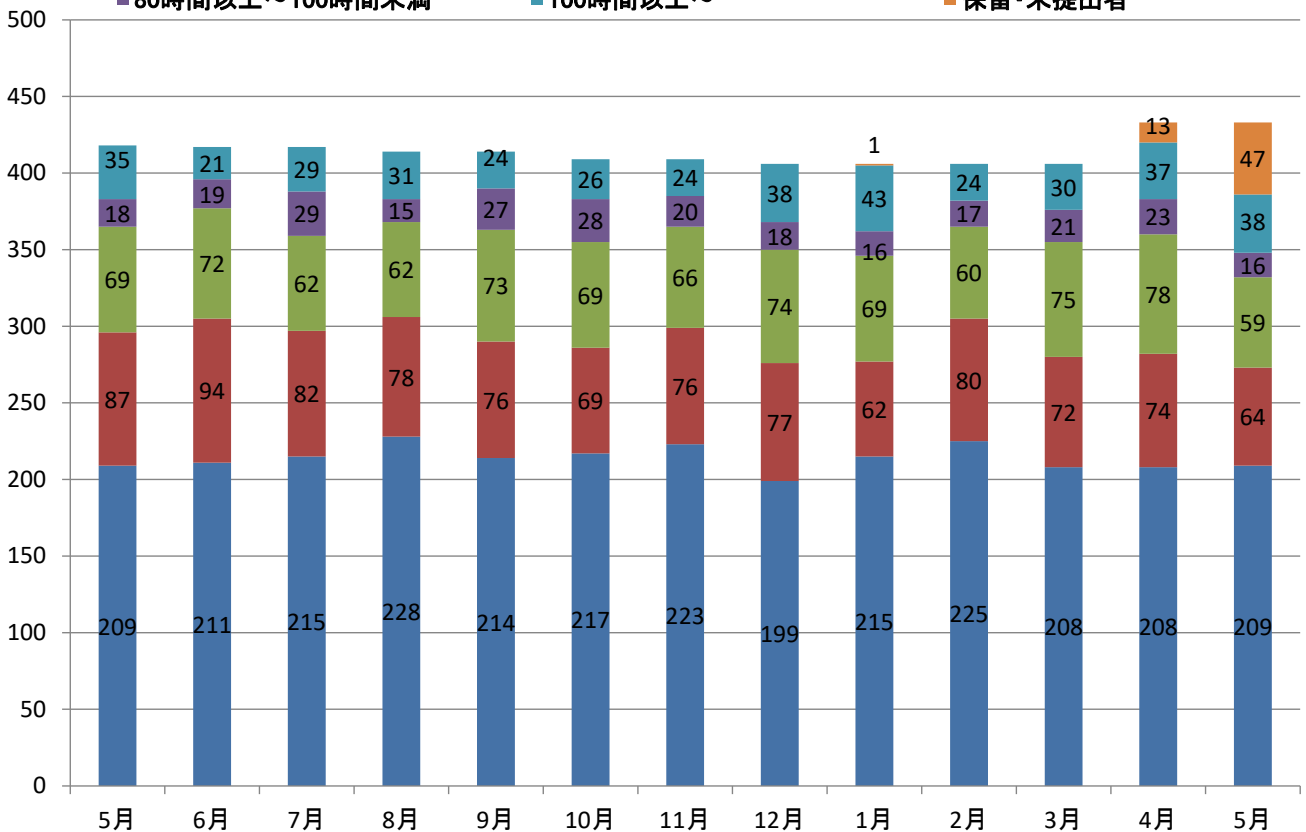
薬剤師

■ ~30時間未満 ■ 30時間以上~45時間以下 ■ 45時間超~80時間未満



医師(2019.6.20時点)

■ ~30時間未満 ■ 30時間以上~45時間以下 ■ 45時間超~80時間未満
 ■ 80時間以上~100時間未満 ■ 100時間以上~ ■ 保留・未提出者



960時間超年間時間外労働時間(2018年度)

- 全医師の6.8%(438名中30名)
- 診療科別

– 脳神経外科	38.5%(5/13)	972~1405時間
– 内科専攻医	23.8%(5/21)	962~1118
– 小児科	20.0%(5/25)	1033~1615
– 呼吸器内科	18.2%(2/11)	993~1103
– 形成外科	14.3%(1/7)	1245
– 産婦人科	13.8%(4/29)	975~1052
– 救急部	11.1%(2/18)	1014~1285
– 研修医	7.7%(4/52)	990~1302
– 整形外科	7.1%(1/14)	1012
– 消化器・一般外科	9.1%(1/11)	996

医師の働き方「改革」: 聖路加国際病院の場合

- 医師個人への働きかけ: 意識変革 ← **最も効果的!**
 - 労基署の指摘と課題・病院の方針を医師に周知
 - 改善の余地があることを認識
 - 無用な時間外院内滞在を避ける
- 診療体制の変更
 - 主治医制の見直し: シフト(チーム)制への移行
(例: 緩和ケア病棟での夜間の看取りは内科夜勤チームが担当)
 - 医師の夜勤年齢制限の撤廃: 年長者は日直か準夜帯
 - 夜勤の医師数を減らす
 - 土曜診療の縮小
 - 患者・家族へ情報発信
- モニタリング
 - 勤怠管理表の記録・提出(毎週)
 - オーバータイムについてフィードバック(毎月、本人と診療科へ)
 - 産業医による面談

聖路加における医師の働き方改革

—2016年以降の状況—

1. 働き方改革: 米国と日本
2. 聖路加国際病院の経験



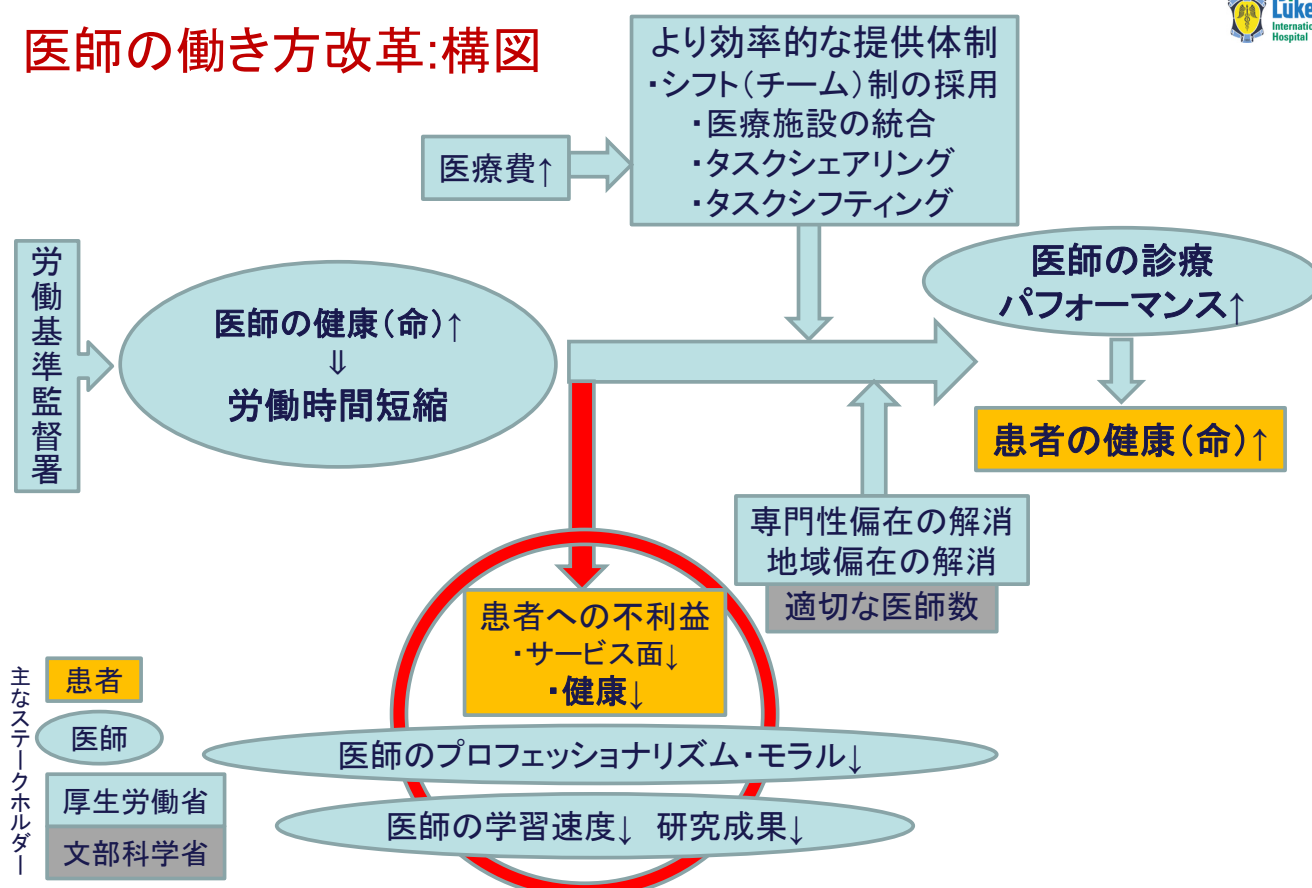
3. 危惧する事柄
4. 理想と現実、展望

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

31

医師の働き方改革: 構図



Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

32

I 到達目標（臨床研修制度の見直し:2020年度から導入予定）

A. 医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、限りある資源や社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

33

I 到達目標

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

2. 医学知識と問題対応能力

3. 診療技能と患者ケア

4. コミュニケーション能力

5. チーム医療の実践

6. 医療の質と安全管理

7. 社会における医療の実践

8. 科学的探究

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

34

C. 基本的診療業務

コンサルテーションや医療連携が可能な状況下で、以下の各領域において、単独で診療ができる。

1. 一般外来診療

頻度の高い症候・病態について、適切な臨床推論プロセスを経て診断・治療を行い、主な慢性疾患については継続診療ができる。

2. 病棟診療

急性期の患者を含む入院患者について、入院診療計画を作成し、患者の一般的・全身的な診療とケアを行い、地域医療に配慮した退院調整ができる。

3. 初期救急対応

緊急性の高い病態を有する患者の状態や緊急度を速やかに把握・診断し、必要時には応急処置や院内外の専門部門と連携ができる。

4. 地域医療

地域医療の特性及び地域包括ケアの概念と枠組みを理解し、医療・介護・保健・福祉に関わる種々の施設や組織と連携できる。

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

35

ポンペ・ファン・メールデルフォールの言葉

「医師は自らの天職をよく承知していなければならぬ。

ひとたびこの職務を選んだ以上、もはや医師は自分自身のものではなく、病める人のものである。

もしそれを好まぬなら、他の職業を選ぶがよい。」

聖路加における医師の働き方改革

—2016年以降の状況—

1. 働き方改革：米国と日本
2. 聖路加国際病院の経験



3. 危惧する事柄
4. 理想と現実、展望

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

37

課題：医師の仕事の内在的特徴など

1. 仕事：「人の命」に直結する、日々の判断・処置
2. 医師法第19条：**応招義務**
「診療に従事する医師は、診察治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」
3. 「労働」と「自己研鑽」、「研究」の区別が難しい。
 - ・医療の質を保つためには、日々「学び続けること」(医師の**プロフェッショナリズム**)、「多職種間で話し合い学ぶこと」が必須
 - ・「研究」のプロセスおよび結果が医療の質を向上させる。
4. 医師の個人差(体力、能力、経験、診療科、意欲)が大きい。
5. 診療現場は、時間を切り売りできる場面のみではない。
6. すでに、若い医師の学習速度の低下は現実のものとなっている。
7. 大学病院医師の院外アルバイト(副業・兼業)の時間が、法律通り大学病院での管理対象になると、さらに大きな影響が起こるであろう。

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

38

展望

1. プロフェッショナリズム(利他主義)と「時間管理」の価値観をいかに両立させるか？
医師の献身的行動を抑制しないか？
2. 「自己研鑽」と労働の区別、手順
3. 兼業、副業(労働基準法、局長通達)の取扱い
4. 医療の質、学習効果のモニタリング
5. タスクシェアリング、タスクシフティングの受け皿となる職種の養成
6. 勤務医と開業医の格差
7. 医療施設の統廃合

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

39

勤務医の残業時間

2024年度から

		上限時間(年)	健康確保措置
(A)水準	一般の勤務医	960時間	努力義務
(B)水準	地域医療のために長時間労働が必要	1860時間 (2035年度末まで)	義務
(C)-1水準 (C)-2水準	集中的に機能向上が必要 (研修医など)	1860時間	義務

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

40

聖路加における医師の働き方改革

—2016年以降の状況—

1. 働き方改革：米国と日本
2. 聖路加国際病院の経験



3. 危惧する事柄
4. 理想と現実、展望

Feb. 9, 2020

T. Fukui, St. Luke's International Hospital, MD, MPH, PhD

41